

却つて悪感惹起の因となるから此點は深く注意せねばならぬ、行動の節約も亦然りである、勤務すべき時には大いに勤務し、休憩時間には大いに休憩する、之が行動の節約であつて、勤務時間を窃んで勝手の所業をしたり、休憩時間に無用な行動を爲すが如きは節約とは稱し得ない、更に品行の方正も行動の節約であつて、不品行は行動の濫用たるを免れない、飲食の節約は身體の健康となり、併せて精神を健全にするが、之を濫用すると身を害し命を亡ぼす、彼の金満家に生れた子弟の多くが軟弱で、貧家の子弟が常に健康なのは、畢竟飲食の節約と否とに存するのである、又衣類の濫用は驕奢華美の惡習となり勞働を嫌忌し、小兒にありては爲に健康を害し、一生涯の不幸を釀す、之に反して節約すれば其人の健康に裨益するのみならず、人格を高むる上に於ても大切である、若夫れ社交に至つては、古人の言つた事がある益者三友損者三友と社交に、益者を選ぶのは社交の節約で、益者損者の區別がないと所謂社交濫用の弊に陥る、吾人が一面社會の一員として將又警察官吏として其地位を高め、其職責を全うせんと欲せば、須らく如上諸種の節約に努め質實剛健の氣象を養はなければならぬ。

## 七六 儉約に就て

儉約は處世の要道である、貴賤を論せず、貧富を問はず、各其分に應じて守るべき美である、諺に云ふ『一寸先は暗黒』と、何時如何なる天災時變病氣災難に襲はれるやも計り難い、此際先立つものは金錢で、若干の貯蓄が無いと借錢をして焦眉の急を救ふ事になる、借錢は自主の人を奴隸に化せしむるものであるから、常に此等の場合に處すべき道として貯蓄を勵行せねばならぬ、而して其貯蓄は勤と儉とから生ずるので吾人警察官吏の收入は常に一定されて居るから勉めて質素を主とし、其分に應じた經濟を維持するのが肝要である、二宮尊徳翁は報徳主義を以て經世濟民の大方針とし、荒廢した町村の復興を圖り窮民を救濟し、道徳經濟の調和を遂げられた大恩人である翁は『貯蓄の道は分度にあり』として自から分度法を守り又人にも守らしめた、去れば吾人警察官吏も一定の俸給に依つて衣食する以上、警察官吏たるの體面を汚損せざる限りに於て克く翁の主義綱領に基き、分度外の生活は斷じて之を慎まねばならぬ、假

に警察官吏が疾病の爲め轉地療養をするとして、其旅費を同僚から借財すれば畢竟自主權を抛棄したものである、又家族の疾病に施療を受けるものがあると聞くが、施療は貧民に對しての救濟方法で警察官吏が此等の救濟を受けければ、自ら貧民階級に墮落したものと同様になる、斯くては威信にも關するから借財をしたり、貧民同様の待遇を受けたりするのは、畢竟分度を守らざるの致す所で、平素の準備觀念に乏しい結果である、故に貯蓄を以て利慾一片に走るものと誤解せず、常に貯蓄の心掛が無ければならぬ、而て官吏が利慾に走るは大禁物である、利を見て義を忘れたり、利に溺れたりすると時に法律の罪人となる事がある、故に利は即ち正義に依り、正當なる手段方策に依るべきで、同時に義務義理の人道を全うせんとするには、須らく利に離るゝの精神がなければならぬ、儉約と吝嗇との分岐點は即ち茲に基くので、吝嗇は人を冷酷ならしめ不人情に陥らしむる、要するに警察官吏は、官吏としての體面保持上、質素儉約を主とし、分外の生活を爲さず、心掛の如何に依つて立身出世に大なる障害のあることを忘れてはならぬ。

## 七七 警察官と睡眠

社會の安寧秩序を害すべき障害は、晝夜の別なく時々刻々に發生し、其の障害排除を使命とする警察は一時一刻たりとも其活動を休止するを得ない、之れ警察を稱して不眠不休の職といふ所以である、而し警察官として人間である以上、連續的の不休不息是不可能であつて、畢竟不眠不休とは警察全機關の活動を指すにある、警視廳の制度は三部制であつて、當番非番の別があり、當番が活動して非番が休息するのは言ふ迄もない、而して休息は特別の場合を除くの外、努めて之を取らせる方針だから非番に當つた人は、當番の疲勞を恢復すべく相當手段を取るを可とする、其恢復手段としては十分に睡眠する事で、睡眠の不足と否とは後の當番に活動する際に、大なる關係があるのである、烈公曰く『弓に一弛なくんば折れ馬に一息なくんば殞る』と、諸氏の非番は、弓の一弛馬の一息だから若し休養を怠ると、惹ては睡眠不足となり、神經衰弱となり、啻に職務を全うするを得ざるのみならず、身の不幸破滅をも招くことがある

諸氏の多くは青年元氣の士だから、假令睡眠に若干の不足があつても活動に差支を來すは萬々無いだらうが、若し夫れが習ひ性になると、初老に入る時代が來て全く活氣の無い人物となつて仕舞ふ、普通人の晝寝は不自然だが、諸氏の晝<sup>クル</sup>は自然であつて職に忠實なるものゝ執るべき行爲である、彼の當番勤務に於て、警邏を歛略せんとするが如きは、素より怠慢性の然らしむる所<sup>レ</sup>は謂へ精神朦朧知らず識らず休憩所に入り、同輩に喚起せられて尙寝所に戀々たるが如き、或は立番中睡魔に襲はれ電柱等に凭れ懸るが如きは、畢竟睡眠不足の結果である、斯の如くにして如何に立番や警邏勤務に就くも、それは單に立番員たり警邏員たるもので其精神に死んだも同様である、故に諸氏の睡眠は全く其職に忠實なる所以であつて、獨り自己の健康を全うするのみならず、社會の安寧を保全するの良薬だから睡眠問題は決して輕々に考へてはならぬ。

## 七八 警察と人民の同情

人民あつての警察だから人民を離れて警察は存在しない、然るに下の如く考へて居

る者がある、即ち『警察は固有の權力を有し、人民の自由を制限拘束し得るものだから、警察が治者で人民が被治者である、治者は宜しく被治者<sup>ノ</sup>上に超然たるべく被治者に接近するは害あつて益が無い、敢て被治者の信用向背を窺ふの必要はないのだ』と斯くして警察と人民との間に城壁を設ける者があるが、專制時代ならいざ知らず苟も立憲治下の今日斯の如く愚見の行はるべき筈がない、已に警察が人民を離れて存在せざる如く、人民の同情信用を博するにあらざれば、職務の執行に圓滑を歛き、本來の目的を達するを得ない、而し同情と言つても特に人民に阿リ誤ふの意味ではないので、阿謾<sup>アモウ</sup>狎昵<sup>アモウ</sup>は規律が許さないばかりでない、之を敢てすれば一種の情質を來し、執行の公平を期するを得ない、故に人民に狎昵せず、而かも法令の執行を嚴正にして、人民の同情を得んとするのは頗る至難の業であるが、元來警察の職を執るに當り、公平無私忠實親切を旨とし、人民をして警察の眞意を了解せしむるに於ては、期せずして信用を博し、惹ては同情の念を起さしめ得る。

大正六年九月三十日の夜の大暴風雨は、過去六十年以來の一大慘事を來した（東京

廬下の死<sup>キ</sup>五百二名、行衛不明者四十六名、家屋の全潰三千六百七戸、同半潰五千二百六十一、床上浸水十三萬四千九百四十五）其當時に於ける警察官の態度は如何であつたといふと、何れも忠實良く職務に盡し、中にも月島署の野村巡査は最愛の妻女が慘死したにも拘らず私を觀みるの違がなかつた如き、熱誠以て警察官たるの眞面目を發揮した、されば彼の妻女の葬儀は、區民の同情に依つて頗る丁重嚴肅を極め、野村巡査をして感極まり卒倒せしむるの悲慘事を惹起した程、盛儀を極めたものであつた其他の警察官も亦能く諸般の事務に勵精恪勤し、此等の行爲に對する府民の同情は翕然として警察全體に集り、曩日府會に提出された増俸問題の如きも一言の異議なく通過した、此一事に徴しても、人民の同情を得ると否とは一に諸氏が克く其職を盡すと否とにあることを立證する、故に平素能く意を茲に用ひ、眞面目に忠實に而かも親切に公平無私で、些かも職務に怠るなく、一朝事あれば犠牲的精神を發揮せんか、人民の同情從つて起り、警察命令も亦能く行はれ、執行圓滑を期し得て警察の目的を達することが出来る。

### 七九 巡査の待遇に就て

近來物價の暴騰に鑑み、東京府會は我々に對して物質的待遇の向上を計るに決し、增俸臨時手當等警察官吏の體面を維持するに足るべき優遇法を行つた、勿論之を以て十分なりとは云ひ得ないだらうが、他の諸官吏と比較すると今日の場合是を以て満足せなければならぬと考へる、否満足するのみならず府民に對して此優遇に酬ゆるの覺悟がなければならぬと思ふ、況や物價騰貴の爲に官吏の増俸の叫びが起り、真先きに東京府の巡査が其恩恵に浴したのだから各位の覺悟は取りも直さず府民に對する報ひの道を如何にするかト問題である、想ふに此途は府民の要求を満足させるより他にあらまいではないか、府民の要求とは何であるか、即ち安穩なる生活、換言すれば枕を高くして眠る事である、火災に盜賊に其他雜多なる事故の爲め迫害を受けるのは、府民の苦痛だ、此苦痛から逃れしむるには是非共諸氏の努力を俟たなければならぬ、此努力を晝夜間断なく繼續すると云ふことが、即ち府民に報ゆる唯一の道である、故に諸

氏は常に忠實的努力を惜まず其天職を盡さねばならぬ、然るに諸氏の實績を見ると如何にしても、忠實的努力といふ贅辭を呈するを得ないのである、試みに其一例を挙げると、某巡査は飲食店に臨検したが其結果は視察簿に現はれた、曰く異状なしと、之を監査するに部長あり、監査の結果日誌に記載された所を見ると、曰く受持巡査の視察適切にして異状なしと、然るに某警部補此飲食店に臨検した、曰く異状あり、唾壺は椽の下にあり、而かも塵だらけにして何時掃除したのか想像も及ばぬ、又調理臺の下隠れた場所の不潔は全くお話にならぬ、客をして之を見せしめたなら恐らくは嘔吐を催すであらう。

此巡査と此巡査部長の行爲を稱して忠實的努力と云ひ得るだらうか、余は諸氏に望む、諸氏の多くは異状なしと云ふ眼鏡を掛けて居るのである、余は其の眼鏡を撤廃して貰ひ度く思ふ、さうして俗に謂ふあら搜しの上手なる巡査たらんことを希望する、又部下のあら搜しの上手な監督者こそ立派な監督者であるのである、去りながら茲に誤解してはならぬのは、あら搜しを以て人民を叱る爲めと解してはならない、又人民

を處分する爲めに探すのではない、凡そ人を教養するには相當の材料がなければならぬ、其材料を豊富にし、之を以て營業者に注意を與へ説諭すれば、彼等は必ず感謝して親切なる警官と云ふに相違ない、之と同じく豊富な材料を以て部下を教養したら必ず喜んで心服するだらう、人あり監督者は安りに部下の欲點を摘出すべからず、欲點の摘出は不快の感を懷かしめ、反抗心を起さしめて監督の目的を達することが出來ないと言ふかも知れぬ、而しそれは無爲にして化す的の監督方法であつて、素より取るに足らざるの言である、部下に欲點あり、瑕疵あり、之を見て見ぬ振りをすれば、却て部下を蠱毒せしむるもの、部下の監督教養を全からしめんとするには、能く部下の缺點を知り、瑕疵を知り、此あら材料を提げて或は矯正に、或は反省に、適當の手段を取るのが最善の方法である、部下の過失缺點を看過するが如きは決して部下に親切なる監督者なりと云ひ得ない。

## 八〇 警察官吏と同情心に就て

同情とは彼我の心の一致則ち思ひ遣りを謂ふ、換言せば同情の發露は、他人の喜怒哀樂に對する共鳴である、現今世人の此共鳴が如何に行はれて居るかといふと概して其地位なり身分なり、相同じきものに對して行はれ、地主は地主に同情し、小作人は小作人に同情し、資本主は資本主に、労働者は労働者に同情するやうである、此等は畢竟境遇の同じきに生ずる結果で、境遇が異なるから同情しないといふのは、身量負勝手と謂はねばならぬ、是では眞の同情と稱し得ない、眞の同情とは地位階級の如何に拘はらず、同情すべき者は同情し、共鳴すべき者は共鳴する、俚諺に我身を抓つて人の痛さを知れと云ふのが夫れである、社會は共同の生活團體で、世の中は皆同胞の團體で自分さへ宜ければ、他人は如何でもよいといふやうでは、生存の精神意義を全うすることが出來ぬ、互に救ひ互に助け、相倚り相濟すべき人類自然の人情に基いてこそ共同の利益は得らるゝのであるから、若し不幸にして困難に陥り、病氣に泣き、飢寒に叫ぶの徒がある場合、彼等に一掬同情の涙を垂るゝのは人情上然るべきことゝ思ふ、而して同情は獨り人間のみならず、動物にまで及ぼすべきもので、牛馬犬羊等人

類の生存に對し多大の貢献あるものは、之が虐使を廢し酷遇を避けねばならぬ、

思ひ遣りの心が内にあると、それが外に現はれて親切と爲る、警察官吏が人民に接して、職務を全うする途は、唯だ親切の一途あるのみで、親切は即ち同情の發露である、次に思ひ遣りは優しく美しい心である、此心が道徳の根本となり、父母には孝となり、君には忠となり、貧者弱者に對しては救ひの神となるのである、社會の生存競争が劇甚になると貧富の懸隔が甚しくなり、強者は弱者を抑へ、富者は貧者を壓迫するの傾向を現はすので、此貧者弱者に對する救の神は即ち吾人警察官吏であらねばならぬ、さればとて警察官吏が物質的に彼等に同情を注ぐことは出來ない、夫れは他の機關の爲すべきことに譲り、警察官吏の執る手段は、精神的同情にあるのである、世には高利貸、不良青年、不良紹介、押賣、不正商人等正義に基かずして貧者弱者を苦しめんとするものがある、此等を制壓することが即ち貧者弱者に對する同情的行爲であつて、又職責の一部を全うすることにもなるのである、其他扶助者なき老幼者行旅病人精神病者の救護等須らく同情心に依り之を保護し、又獸畜の虐待防止等も然りで

要するに警察官吏が職務を執行するに當りては、規則上止むを得ず之に當ると云ふが如き觀念を避け、常に同情心を以て一般人民に當り不正義者を制壓するの心掛が肝要である。

## 八一 警察と習慣

人は境遇に依つて性質を造り、又能く之を變化するものである、門前の小僧は習はぬ經を読み、海邊の兒童は教へざるに海を泳ぐ、此等は習慣の然らしむる所で、習慣は第二の天性である、而して一郷一村の習慣、一家一身の習慣善良なるもの、陋醜なもの、其種類は様々で飲酒博賭夜遊虛言は惡習慣に屬し、朝起勤勞敬神佛等を良習慣と稱する、勿論善きものは助長すべく、惡習慣は打破せねばならぬ、明治天皇は御即位の初め五ヶ條の御誓文を發し、國是を定めらるゝに當り、舊來の陋習を破つて云々と仰せられた、即ち明治の治世が歐米の新知識を輸入して、文物制度の改革を計り前古比類なき國運の發展を見るに至つたのは、畢竟國民一致御誓文の趣旨貫徹に努め

た結果である、だが茲に注意すべきは、明治維新の改革が獨り物質上制度上に止らず國民思想の破壊延て思想混亂の時代を來した如く、惡習慣でも郷黨家庭に古來から伏在したものをお一朝にして打破すると、從來夫等の習慣に依つて保たれた平和を害し、人心の融和を混亂せしむる虞がある、此の臨機の注意を要する、吾人警察官は社會の良風美俗維持の任に當るものだから、時に惡習改善の氣運を促進するは御聖旨奉戴の大任を完うする所以だが、それには先づ以て常に己を正うし而して他に及ぼすの心掛けが肝要である、自ら省みて次しからざる様自己の職分、自己の家庭、自己の品性、自己の規律を正しうせねばならぬ、公生活私生活に於て如何なることが陋習か將た良俗かは、一般的に個別的に考慮し、苟くも陋習と見たならば斷然之れが改善に努め、規律的責任的の良風美俗を發揮し、誠意奉公の實を擧げて貰ひ度い、文運日に進み社會月に複雜を極むるに當り、新知識の養成を怠つて、徒に前例を辿るが如きは、即ち惡習慣に囚はれたもので、同僚相結び青樓に登り、飲酒に耽るが如きは、良習慣を養ふ所以でない、其他時間を怠り、監督の目を窺むの癖坏之が習ひ性となる、結局身の

破滅を招くから常に陋習打破に努むると同時に、善良なる習慣を作るやう心掛けて貰はねばならぬ。

## 八二 警察官と廉恥

耻を知るに於て始めて清廉身を持つ事が出来る、吾人が社會に生存する以上、他人と行爲不行爲の約束を結ぶことがある、此約束の履行は則ち人間當然の義務であるのに往々履行となると困難なる障害が起る事がある、又吾人は經濟社會の一員として利益を主張し、且つ之を獲得せんとする場合がある、其時不正な手段の利益であつたら斷乎として之を抛棄せねばならぬのは、不正不義の利益に恥と云ふ一大制裁が附隨するからである、然し利を見て義を思ふは隨分困難なことで、其困難なる障害事情に打勝つ時には必ず勇氣が必要である、先哲孔子は『恥を思ふは勇に近し』と言つた、蓋し吾人を欺かざる金言である、恥は多くの場合赤面となつて現はれる、赤面は吾人の嘲笑の感を吾人の肉體が衝動して現はれるものだ、昔の人は他人から笑はれることを

非常に恥辱とした、即ち金錢借用の證書に此金子期日に至り返済致さず候節は大勢の中に御笑ひ下され度く候杯といふ文句を書き入れた、如何に吾々の先祖が恥と云ふことを理解して居つたか判るではないか、然るに今や文明日に月に進み、人間の知識が夫れ相應に啓發されたが、恥を知らない人間の増殖は驚く許りになつた、こうなつては、文明も餘り有難くない譯である。

現代の人間も、田舎の人と都會の人とは大變違ふ、田舎の人は手の皮の厚い代はりに面の皮は薄い、それは恥を知るからである、之に反して都會の人は手の皮が薄くなる同時に面の皮が厚くなつた、恥を恥としない證據で、蛙が面に水を掛けても平氣で居るのは面の皮が厚いからである、此點から云ふと都會の人士には蛙的の人物が多いかも知れない、さうして彼等は不正不法陰險卑劣、あらゆる惡徳を重ねて平氣を裝ふて居るのである。

昔の人は恥を知り今的人は之を知らず田舎の人に恥を知る者多く都會の人に知らざる者が多い、言ふ迄もなく吾人警察官は昔の人田舎の人を學ばねばならぬのだが、果

して多くの警察官が昔の人たり田舎の人たり得るだらうか、余輩はこれを怪むのである、何故といふに現代の警察官は餘りに利に過ぎて居る、利に向ふこと蟻の甘きに赴むくが如く、利を見て義を思ふ所か甲から乙へ、乙から丙へ、轉々其所を變へ偏に給料の多きを望むのである、勿論吾人は今日の巡査に對して清貧に甘んせよと無理強ひをする程非常識ではないが、義理人情を無視して迄も増給は望まない、大義名分を無視しての昇進は願はしくない、こういふ精神で居ると遂には發して收賄となり、凝つては恐喝横領となる。

警察官には常に誘惑がある、就中物質上の誘惑が甚だ多い、それは種々なる手段方法の下に、警察官を深淵へ導かうとするもので、勿論誘惑に陥る者は極めて少數だが假りに一人たりとも陥つた者があつたとしたら警察は忽ちにして疑惑の的となり、爲に公平なる處置も偏頗と見做され、誠實なる取扱振りも不誠實の嘲りを受け、結局職務遂行上に大なる障害を興へる、故に誘惑を脱するの途は一に恥を知るにあるので、警察官は人を正すするの官吏だから、清廉己れを持し潔白心を保つのが肝要である。

### 八三 反省に就て

古人云へるあり『人内に省みて疚しからざれば夫れ何をか憂ひ何をか懼れん』と、世に疚しからざる人物が、幾人在るだらうか、若し一人でも居たとしたら夫れは大聖人が大愚物である、大聖人大愚物でない限り、誰しも疚しきことが多々あるに相違ない、故に平素反省する事が修養上大切である、曾子は常に反省を怠らなかつた、日に三たび反省以て修養に努めたと云ふ、曾子の如き人物にして既に然り、凡庸の吾人にはては日に三度は愚か幾度も反省しないと到底真人間たる事が出來ない、偽曾子の反省とは何んなものかといふと、夫れは三つに分れて居つて、何れも吾人警察官吏には好箇の修養資料である、其第一は『人の事を行ふに忠ならざりしか』と云ふことであつて、此忠實とは眞面目真心を指したもので、嘘詐り又は不眞面の反対である、抑警察官の職務は、私心を挾て公益を阻害せず、上官の命に依り法規上當然執行すべき事柄を眞面目に眞剣に行ひ、其の結果成績を報告するに當つても、虚偽誇大の申告に涉る

を禁する、然るに往々警邏を缺略し、戸口査察を怠りながら虚偽の申告を爲した爲に所罰處分に付せらるゝものが其跡を絶たない。

第二は『友に對して信ならざりしや』と云ふ事である、吾人は公職の下に於て日夕協力活動すべき間柄に在るから、苟くも同僚に對しては友義を盡さねばならぬ、即ち内勤は多數同室内に勤務し、外勤は二人乃至三人同一の場所に勤務するので、成績をより良く擧げるには協力一致が大切である、それには相互に友道を守るに於て相求むることが出来るので、世の諺にも遠き親類より近い友人といふ語がある、親友は親類以上力になるものであつて、友人の立身出世により引き立てられた人が澤山ある、友人の上達は軒て自己上達の前提たるを知りたらば、苟くも友人の立身出世を妨害するが如きことなく、進んで上達に努むるが宜い、それには先づ友達の美點を世間に紹介するがよい、又之に對して悪い點があれば極力諫止し、其の矯正に努むるがよい、友人同志が陰口をなし、排擠之れ事とするが如きは、男子の恥づべきことではあるまい。

第三は『傳へられて習はざりしか』と云ふことである、此事は吾人警察官吏に採つて誠に大切だ、吾人の日常執る所の事務は、日々長官の訓示によつて方針を示されるから、常に此方針を脳裡に收め、敢て忘るゝ等のことなきは勿論、極力其の實踐に努めねばならぬ、然るに實際の状況は何うかと云ふと朝の訓示は夕に忘れ、所謂朝得暮失の人物が尠くない、三歳の兒童の言たりとも之を咀嚼玩味すれば意外な眞理を發見するものである、況んや上官の訓示の如きは、言々句々意義深遠なるものが多いから、之を鵜呑にせず、其味を解せねばならぬ、鵜呑にすると何等の味も出ない。

要するに曾子の反省事項は吾人警察官吏に執つて尤も重大な意義があり、小にしては精神修養の一端たるべく、大にしては職務遂行の原動力となるものである、彼の細川幽齋先生の、

曉の寝さめになりと思ひ出よ

日に三度はかへり見すとも

と云ふ歌の意の如く、假令三度の反省はなくても、過ぎたることを顧み爲したこと

を思ひ出し、職務に不忠實なことは無かつたか、人に對して不親切なことはなかつたか上官の訓授を忘れたことはなかつたか、例令休憩時間と雖も篤と心の鏡に照らして日一日と反省修養を怠ることが無ければ必ず優秀なる警察官たるを得るであらう。

#### 八四 精勵格勤に就て

職務上精勵格勤を要するは當然だが、近來稍惰氣を催した感があるのは如何、果して然りとせば、之が覺醒は厳格なる監督の作用に待たねばならぬ、何故といふに監督の勵行は、惰氣に對する刺戟興奮剤だからである、乍去諸氏は獨立の男子で、立派な一個の官吏だから監督の作用如何に依り行爲に表裏があつたり、勉不勉があるのは取も直さず自己の人格を無視したものである。

凡て時間の價値は人格にあるので、其人格は自治、自營に依つて保たれるのだから自治の觀念に乏しい者が人格を缺くのである、彼の禽獸草木が自由に食を求め、自然に營養を取り、以て其大を爲す所以は畢竟自治自營の道に外ならぬ、萬物の靈長た

る人間が此觀念を缺き、禽獸草木にすら劣るのは顧みて恥づべきのことではあるまい、況んや公人たる諸氏の勤務範圍は、自から定つて居るから敢て他人の干涉を要せず、自己に於て之を治むるの人格觀念の下に勤務せらるゝを望むのである、此の觀念が無ければ、如何に監督者の指揮宜しきを得、指導其鵠を失はずとも、到底優良なる實績を擧ぐるを得ない、彼の不可抗力に依る過失は過失ではなく、精勤者の過失は取復へずことは出来るが、故意に勤務を怠り、規律を紊すに至つては決して寛過し得るものでない、然るに被監督者は往々監督の本旨を誤解し、監督者は部下の缺點を摘發するにのみ努むるかの如く心得るのは不諒解の極である、一體監督は執行務の適正なるや否やを監視指導し、獎勵するの任にあるので、部下の失態は寧ろ監督者の恥辱である、從て精勤者の目から見ると監督者は却つて嚴父良友となる筋合ひである。

諸氏が惰氣を催した一端として、大交代前後の状態を擧げて見たい、交代は最も確實を要し、之を怠る時は自然警察力に若干の缺陷を來す時に意外の失態を招くこともある、殊に大更代前の如きは警察力の最も減退して居る際だから、若し此時に勤務が

不確實となるときは不逞徒輩の乗する所と爲り、結局犯罪遂行の機會を與へたことに歸着する。從て其責は決して軽くはない。要するに勤務は常に自治の觀念を以て之れに當り、監督の勵行如何に拘はらず、誠心誠意奉公の實を擧られんことを望まざるを得ない。

### 八五 民衆接遇と言語

社會の安寧秩序を維持し、民衆保護の目的を達せんとするには、先以て警察官が社會の信賴を博し、人民の同情を得ることに前提を發する。若し人民から反抗を受け嫉視を招くが如きことがあると、職務執行の圓滑を缺き、警察本來の目的を達する能はざるに至るので、警察官吏が社會民衆に嫌忌せらるゝ所以は、職として人民に對する接遇取扱の如何に在る、故に人民に對する接遇取扱は、苟も權柄を以て之に臨むだり非理を抑壓するが如き行爲を避け、其用語の如きも良否如何に依ては、相手に嫌忌の念を起させるから、相手の人物が何であらうと、常に丁寧なるを期せねばならぬと俱に

用語は簡明なるを尊ぶのである、而して丁寧とは啻に言語を穩和にする許りでなく、相手を満足させることが肝要で、其相手を満足させるには要求を充たしさへすれば好いのである、假令は人を指導する上に於て、説明を得れば相手は之に満足の意を表するが、若し不得要領であると決して相手は満足しない、斯の如き指導は如何に言語や舉動が丁寧でも、決して親切とは云ひ得ないので、言葉の丁寧と共に明瞭であるのを必要條件とする、多數巡査の中には、車夫馬丁等に對して丁寧な言語を用ゆるは、警察官の威信に關する如く心得て居る者もあるやうだが、之は甚だ誤つた考へで、彼等に粗野暴慢な言語を用ゆると折角親切な説論や注意も、何等の効果が無く却つて相手の悪感を買ひ、事端を惹起する場合がある、又常に粗暴な言語に慣れて居ると、それが一種の習慣性と爲り、知らず識らず貴顯紳士に對しても粗野な言語を以て應接するに至り、警察の威信を損ふことが多大である、此點は平素に於て充分に注意して貰ひ度い、多數者の中には相手が無禮な言葉を發した場合、警察官吏が丁寧な言葉で接遇するも、世人をして警察を蔑視せしむるの弊を生じ、到底堪ゆる所でないと云ふ者もゐ

るが、斯の如き場合には益々忍耐心を發揮し丁寧以て之に接し、相手に自覺させる事こそ警察官として最も肝要なる點である、當署には曾て人民所遇上に就て非難を受けたことがなく、却て書面若くは電話で感謝の意を表されたることも一再でないが、下町邊から轉署して來たものに在つては、從來多くの労働者に接した關係上、自然粗野な言語を用ゆる者があるから、特に注意を望む次第である、用語の一例としてアナタ、ソウデス、モシ、イケマセン、暫クオマチナサイ、何某サン等は丁寧なる部類に屬するから、此等の用語例に依つて常に接遇取扱をして貰ひ度い。

## 八六 職務と公平

天は公平にして隈なく下界を照し、地も亦公平にして萬物生育の資を給す、天地の自然が斯くの如く公を秉り平を持して居る以上、此間に生育した吾人人類は何事によらず常に公平を旨とせねばならぬ、若も商人にして買客に對し不公平なことがあれば其店は繁昌しない如く、農業者にして肥料供給に不公平があると萬作豊穣の得らるべ

き筈はない、況んや人民保護の職にある警察官に偏頗不公平の措置があると、到底民衆の信賴を得ることは出來ない、警察官吏の平素心得置くべきことは、冷眼觀人、冷耳聽語、冷情當感、冷心思理と云ふことで、冷眼人を觀るにあらざれば、人の善惡を判別し難く、冷耳語を聞くにあらざれば、是非の甄別が出來ぬ、冷情を以て感想するのでなければ物の利害を斷定するを得ぬ、冷心思理を思ふにあらざれば、萬物の深奥を窺ふ事は出來ない、云ふ迄もなく警察の職務は、人が相手である、人には學者あり、無學者あり、愚者あり、賢者あるのみならず、學者賢者が必ずしも正義の人でなく、愚者無學者は必ず不正の人物だとは言はれない、されば人に接するには、相手が如何なる人物でも、冷靜なる觀察を下すにあらざれば往々にして其觀察を謬り、不公平なる措置をなすに至るから人の陳述若くは申立を聽く場合、矢張一方に熱してはならぬ、何處までも冷かなる耳を以て之を迎ふことは大切である、原被告兩者の間に立つて事件の真想を聽き取る等の場合は、尙更冷靜でないと先入主となり偏頗不公平の嘲を招く人は感情の動物で感情に支配され易いのは人類の弱點である、警察官吏が此弱點に支

配されては、利害得失に明瞭な斷定を缺き、公明正大な處置を執るを得ない、故に常に冷靜なる心を保ち、超然公平の地位に立ち、以て人に接する事が肝要である、此等の信條は獨り人民に接するのみならず、部下の監督を爲す上に於ても適用せられるので、即ち冷眼冷耳之を聽き、冷情冷心事を思ふに於て愛憎偏頗の嘲を免れる、尤も部下に對する公平は何事に就ても平等無差別と云ふ意味ではなく、租稅の原則に依り公平の如く部下の勤怠如何によりて監督を差別を付せねばならぬ、即ち平素怠惰不品行なるものに對しては、濃厚なる監督を爲すが如き之れである。

## 八七 親切丁寧の意義に就て

吾人警察官吏が人民に對し親切丁寧なるべきは勿論だが、此事たる總て警察官吏に徹底して居る筈であるにも拘らず、尙且つ丁寧親切を繰り返さねばならぬのは何故であるか、人民を視ること奴隸の如く、之を遇すること牛馬に等しき壓制警察は、既に過去歴史となり、今や世は立憲の政治は行はれ、民意尊重の機關が備はつた、此時代

に於ける警察官吏は、宜しく人民と離れては警察が存在せざるの意義を體し、立憲的態度を以て職に從はなければならぬのである、然るに往々非立憲的態度を持し、過去の失行を繰返さんとする行動あるは、其事たる甚だ小なるが如くにして其及ぼす所の影響は頗る大である、茲に親切丁寧を繰返すも亦止むを得ない仕儀である、立憲政治は民をして知らしむるにあり、知らしめ且つ了解せしむるにあるのだから、人民の了解せざる政治は民を一致協力せしむるの効果がない、惹て國運の發展に及ぼす影響も鮮少ではない、警察官吏の親切丁寧も主觀的に言語を和らげ、腰を卑うするの謂でなく、客觀的に人民に職務を了解せしめ、了得せしめて置かねばならぬ、假令ば警察官吏が説諭を加へ、又は注意を爲すに當つて、其説諭なり注意なりの意義が那邊にあるが、相手方に於て了解するのでないと決して満足を與へ得ない、之に反し説諭なり、注意なりの趣旨が能く相手方に徹底すると相手を満足させる、相手に感謝の念を起させ、是でこそ警察官吏の行動が親切となり丁寧となるので、人民を指導する場合は尙更相手が聞かんと欲する事柄を明瞭に教へ、それが若し口先の親切であつたら何等

一顧の價值なきものとして葬られる、要するに親切丁寧は人民を了解させる途でそれには言語を簡單明晰にし、冗長に涉らず、不得要領の説明に流れざるを要する、況んや相手が分らないからとて決して腕力等を用ひてはならない、然るに往々熱狂の餘り、手を以て説明に代へんとするものあるは、所謂時代後れの警察官で、牛馬を意思に従はしめんとするさへ之を打ち之を叩ては其方法を誤るのに、人間を此方法でゆくのは大きな間違である、宜しく丁寧親切の意義を解し、以て職務の執行を爲さねばならぬ。

## 八八 應援助力に就て

職務に服する時、苟も危險危害が發生し、若くは發生せんとする状況ある場合に、人民の要求あると否とに拘はらず、之れが鎮壓防禦に努めるのが警察官である、而しあ事柄が一家内若くは團體内の安密秩序に關して他に何等の交渉を持たない場合に於ては、之れが制壓に寧ろ其家主團體主の力に待つを適當とし、關係者の要求あるにあ

らざれば、警察の活動を開始せぬのが原則である、斯の如く警察には要求により活動する場合と然らざる場合にあるから、此等の區分を明らかにして置かぬと、折角の應援助力が時に或は不適の處置となつて非難を受ける、茲に云ふ應援助力とは、要求が無いから發動しなくとも何等職務上の瑕瑾とならない場合を指稱するのであつて、一般人民の要求、官公吏の要求、同僚の要求等に分類することが出来る。

一般人民の要求に依る應援助力とは、家庭に於て處分すべき人柄、團體内に於て處置する性質の事件でも、家庭團體の力が及ばない爲め要求せられ、之を放任すると警察上の問題を惹起す状況にある場合を云ふ、親が子を叱るのは教育の手段であるが、其程度を超へると如何、夫婦喧嘩は家庭内のことだが、其程度を越へたときは如何、若殺傷事件等警察上の問題を起す場合は別とし、其關係者から之が鎮壓上の要求を受けたときは、直ちに應援助力して家庭の平和を保つことが適當の處置である。

官公吏の要求に依る應援助力は、官公吏が自己の職權を以て當然處置し得べきことなるにも拘はらず、相手の行爲が官公吏の正當なる職權を行はしめざる場合に發生す

るのである、假令ば執達吏には債權を確保する爲め、債務者の財産を差押へる職權がある、然るに債務者が抗拒して其職責を果すことの出来ない場合は、警察官に助力を要求することが出来る、又間税検査員が其職務を執行するに方り、相手の暴行に依つて、執行不能となつた場合の如きも然りである、斯の如き場合は、要求に應じ職務の執行を完了せしむることが警察當然の處置である、更に同僚に對する應援助力は、云ふ迄もなく同僚の力の不足を補充するので、通例は要求によりて發生するが、稀には要求なき場合、假令ば同僚が賊徒と格闘して居るを現認したら應援助力せねばならぬ。

以上は應援助力に關する大體の觀念を述べた、殊に注意すべきは相手の要求により利用されない點である、曾て某署の巡査は、執達吏の要求に依つて職務執行に立會つた無論其要求は債務者が職務の執行を妨害する虞れありと云ふにあつた、然るに執達吏の職務は完全に行はれ、其後に至り右は似非の執達吏であつたことが暴露したので、巡査は惡漢に利用せられ犯罪を容易ならしめたとの非難を受けたことがある、こんな事は頗る稀な事件だが、此等は十分に注意し、苟くも官公吏の應援助力なるに於ては

一應監督者の指揮を受け、而して後に着手するを肝要とする、更に注意すべきは議場内に於ける應援助力の場合である、抑も議會は、町村會から帝國議會に至るまで、場内の警察權が議長に屬するので、特種なる犯罪事件の發生しない限りは、警察官吏の干與すべきものではない、議長から助力を要求せられた時に、初めて執行行爲に着手し得るのである、されば議場内の秩序が如何に混亂しても議長の要求が無ければ唯形勢の成行に注目すれば好い、さうして事件が助力應援すべきことに決定した際は、最も機敏に其要求を充たし、苟くも逡巡躊躇する等のことがあつてはならぬ、殊に同僚の危險に遭遇せる場合に於て然りである、從來往々同僚の職務執行が困難に陥つたのを現認しながら、袖手傍観したり或は其場所を避けたりする卑劣漢もあるやうに聞くが、警察官吏中に斯の如き卑怯者があると、社會民心の不安此上もなく、惹いては警察に對する信賴の念が地に墜つことになる。

## 八九 警察官と質實剛健の氣風

世には女性らしい男子と男性らしい女子とがある、何れも一風變つた人で、斯の如き變物の出るのは社會風教の爲に甚だ好まない、即ち女子に溫順とか柔軟とか云ふ美德を缺き、男子に質實とか剛健とか云ふ氣象が無いと家庭の圓滿は害され、社會の秩序や善良なる風俗が自然紊亂する、質實とは素朴飾らざるを云ひ、剛健とは富貴淫する能はず威武屈する能はざるを云ふのである、世に所謂大丈夫の氣性を指して質實剛健の氣性と呼ぶ、昔武士道の隆んな時代には、上下を擧げて質實剛健の氣風を尚び、一朝事あれば一身を犠牲に供して顧みざるの勇士が多かつた、然るに今や物質的文明の進歩に伴ひ、驕奢華美的風蕩々として各階級を侵し、將さに女性的男子の跋扈跳梁せんとする傾向がある、此時に當り歐洲戰爭の產物たる過激思想が歐洲各國を風靡して愈々東洋に望まんとする勢ひを呈して居る、固より我國には二千五百有餘年練磨し來つた大和民族的精神があるから、百の宣傳者千の鼓吹者があつても、容易く彼等の侵略は蒙らないが、苟くも一世の男子を擧げて、女性的男子と化するに於ては、或は過激思想の對抗力に若干の缺漏を來さぬとも計り難い、寔に寒心の至りである。

西郷南州の曰く『命も要せず、名も要せず、官位も欲しくない人物程始末に困るものはないが、斯の如き始末に困る人物でなくては、艱難を共にして國家の大事を成す事が出來ぬ』と實に至言である、こんな人物だからこそ始めて所信を斷行し犠牲的の活躍を爲し得るので、女性的の男子は名譽に憧れ、地位に戀々し、或は金錢の爲め腰を折り、或は威力の爲めに其節を狂げる、世に所謂薄志弱行の徒輩とは此等の人々を云ふのである、彼等は口に甘言を吐き、顔に白粉を塗り、身に綺羅を裝ひ、一廉の紳士を氣取つて居るが、一度世路難に遭遇すると、忽ち腰抜男子の本領を發揮する、かの四十七士の大石良雄は質實剛健の士であつた、彼が堅忍不拔の志を達したのは將さに氣性の然らしむる所である、大野九郎兵衛は輕佻浮薄の徒で、金錢利慾に目が暮れ、武士の體面を汚したが、彼と之とを對照して何れが貴くして何れが賤しきか、小學兒童と雖も尙能く之を判断し得られる。

警察官は水火の難に赴くの職にある、騒擾痒癆の危險に就くの職にある、或時は身に瘡傷を負ひ、或る時は一命を犠牲にせねばならぬ、從つて警察の職責を全うする爲

めには、常に百難に堪へ千苦に屈せざるの大勇猛心を持たねばならぬ、近來警察官のが警察官らしくない態度容裝をなし、或は民衆すら堪へ得る事に辟易し、啻に職務の執行を爲し得ざる許りでなく、世の物笑ひを蒙るの輩あるは言語道斷である、殊に成金風の思想が瀰漫して世の儀表たる警察官が、此等の濁流に巻き込まれゝの傾向あるは洵に遺憾の極である、固より今日の警察官に南洲の所謂命も要らず金も要らざるの意氣精神を望むのは無理かも知らぬが、渺くとも世の惡風に誘はれて身分不相應なる生活をなし、此生活慾を達せんが爲めに方法手段を擇ばざる如きは、絶對に之を避けて貰はねばならぬ、警察は則ち社會の清涼劑である鎮痛剤である、故に此職に就く者は内に自己の本分を忘れず、外に浮華輕佻の風を戒しめ、常に時弊の外に超然として勇往邁進するの氣魄を養つて貰ひ度い。

## 九〇 健康保持に就て

近來精神修養を唱へる者が稍多くなつた、而し精神のみ健康だからと言つて身體が

強健でなければ長壽を全うし人生の幸福を得ることが出来ない、又如何に才智があつても、肉體が虛弱だつたら何等物の用には立たないのである、十分の智識に一分の體力があるよりは寧ろ十分の體力に一分の智識がある方を良しとする、社會は活動の團體で此活動社會に立ち優勝劣敗の大活劇を演せんとする者は、宜しく身體の健康保持に努め、之に依つて百事皆爲し得られるのである、況んや警察官吏の如く又然り矣。

抑警察の職たる、常に櫛風沐雨、晨に瘴氣を冒し、夕に紅塵を凌ぎ、或は炎暑を衝き、嚴寒に堪へ、かくして勤務に服するのみならず、時には兇漢とも鬪ひ、時には水火の難にも趣く、若し其身が虛弱で事に堪え得なかつたら、一日も其職責を全うすることは出來ないのである、故に警察官吏は平素健康の保持に努め、體力の増進を圖らねばならぬ、それには第一衛生に注意し、飲食の攝養宜しきに適し、筋骨の使用其度を保たねばならぬ、然るに當廳の制度たる概して一晝夜更代、現今三部制度の勤務だから時に休憩時間があつても自然の睡眠を取る事が出来ず、睡眠不足を補ふ爲には勢ひ非番日に充分の睡眠を取らねばならぬのに、往々之を怠る者があり、又飲食攝取

も慣習上や消化力から見て一定時に攝るを可とするに拘はらず、更代歸宅の後攝取する爲め、自然空腹の餘り過食に陥る、加之過食後直ちに就床する等飲食起居が不自然に流れ、不養生に陥り、爲に健康を害する者が少くない、最も身體が健康で、身氣の旺盛な青年時代は、此等の不自然に抵抗し健康状態を持続し得るが、一朝病魔の襲ふ所となると原狀の回復が頗る容易でないから、努めて不自然を避け、若くは不自然の缺陷を補充して飲食睡眠の節制を計り、以て健康の保持に努めねばならぬ、家庭をする諸氏の如きは、家族の關係上稍不節制を免れ得るが、合宿所に居住する者は、自然生活が放縱に流れ、我儘に傾き易いから特に注意を望むのである、若し夫れ筋骨の使用に至つては、剣道あり柔道あり、何れも適切な運動方法で兼て精神修養に資するものである、されば平素之を研究練習することが健康保持上最善の策であらうと思ふ。

## 九一 國民と九勢

一 君親の爲めに勞すれば忠孝兩全謹んで勅語を拜讀するに、我が臣民克く忠に克

く孝に億兆心を一にし世々厥の美を濟せるは此れ國體の精華なりと宣はせられた、聖旨深遠我國の萬國に卓絶し二千六百年の精華を發揮し得たるものは、實に此忠孝兩全の賜である、故に御聖旨の所謂克くと云ふ意義を奉體し、君親の爲め一身を犠牲に供して臣たり子たるの本分を忘れてはならぬ、

御製。たらちねの親の心をなくさめよ國につとむるいとまある身は

二 夫婦互ひに勞すれば家内安穩 夫婦相和しは勅語の一節である、洵に一門の基礎は此二柱の動るぎなきに因るかくて、一家は常に笑聲に満ち安穩平和に暮すことが出来るのである。

三 兄弟互ひに勞すれば四海和合 四海は兄弟で茲に云ふ兄弟とは兄弟姉妹朋友を指す、社會は共同生活の團體だから其分子たる吾人は相倚り相助け、有無相通じ、長短相補はぬと生存を全うするを得ない、されば己れを空うして互に推讓するの美德を發揮するは、勅語の一節たる兄弟に友に、朋友相信じの基礎であつて、四海和合の常道であることを忘れてはならぬ、

御製。もろともにたすけあひつゝ國民のむつひあふ世を樂しかりける

四子孫の爲めに勞すれば代々繁昌 天壤無窮の皇運を扶翼するは、吾人臣民の最大義務であり又無上の名譽である、此任務を全うせんには、各自子孫の爲めに、一段の勞苦を嘗めねばならぬ、一老僧あり寺内の庭で柿の接木をして居たが、或人訝つて『貴僧は既に片脚を墓に投じて居られる餘りに氣永の業ではないか』と、此時老僧は笑つて答へた『余は素より此樹が美果を結ぶを見ることが出來ぬ、併し余の後繼者は必ず見るであらう』と、事は小なりと雖も其志は尊ぶべきである。

五衛生の爲めに勞すれば無事長命 吾人の任務は重大で而も其踏む道が甚だ遠い、故に吾人の五十年、七十年乃至百年の長命を得ることを要する、長命の秘訣は身體の健康にあるので、健康は常の衛生を重んずるにある、

御製。つねに身の養ひ草を積みてこそ人のよはひは延ふへかりけれ

六職業の爲に勞すれば立身出世 勅語の一節たる公益を廣め世務を拓かんとするには、智能の發達德器の成就に待たねばならぬ、それには學を修め業を習ふ事を要する

學術に親み業務に勵むことが、やがて公益を廣め世務を開く所以であつて、立身出世の基礎は則ち是である、

御製 今はとて學びの道におこたるなゆるしのふみを得たるわらはへ

七儉素の爲めに勞すれば財寶充満 勅語の一節たる恭儉己れを持するは、處世上最も大切なことで、殊に質素約約は一身一家を富ましむる所以であると俱に、富國の基礎も茲に發し戦の勝利、兵の強さも又此所から生れる、兵の強さは其精神の訓練と軍資の充實などにあるされば國民は儉素を守り驕奢華美の弊風を打破せねばならぬ。

八勘忍の爲めに勞すれば一生安樂 兎角日本人は何事も飽き易く變り易い、堅忍持久の精神に乏しく、又怒り易くして人と衝突する、此短所は世界的競争の舞臺では大禁物で、飽くまで勘忍袋の緒を締めることが肝要である、生涯安樂の基礎も亦茲から生れる、

御製 雨たりにくほみし軒の石みてもかたきわざとて思ひすてめや

九身持の爲めに勞すれば福德圓滿 人間の價值は品性を正比例である、如何に財寶

があつても品性が缺けたら人の攘斥を受ける、身持の惡るいのは一家暗黒の兆で、常に風波の絶間がないのみならず財寶立ところに飛散する、之に反して品行の正しいものは、世人から尊敬せられ一家和合の鎖となり、福德圓は満期して待つべしである、蜀山人の歌に、身持よくするはその身の徳なる人も譽むれは親もよろこぶ

## 九二 善意解釋に就て

物には利害得失があり、事には是非善惡がある、而し之を古今に照して見ると決して同様でなく、洋の東西に通じて必ずしも一轍とは言ひ得ない、古代に於て善なるものが現代の善ではなく、西洋の是が東洋の是であるとは見做されぬ、皆之れ時代思想の發露であつて、之を各個人の意見に徴して見ると、各人各其面の異なる如く其意見も亦異なるを免かれない、從て甲是乙非が生ずるので、社會の發達進歩は將さに此點から出發する。

意見は解釋である、其解釋は各人の自由だから濫りに干渉の限りでないが、事物を

善意に解釋すると、惡意に解釋するとは、結果に於て非常の相違がある、故に吾人警察官は何事に就ても常に善惡解釋を探るの習慣を養はねばならぬ、假令は被告人を訊問する場合、公衆に接觸する場合、部下を監督する場合、同僚相交する場合、人を見れば泥棒と思ひ火を見れば火事と思ふ筆法で公衆に接觸したり、被告人を訊問したら何うであらう、被告人は不實の告白となり、公衆には不親切な取扱と爲る、此思想で部下を監督せば、惡性監督に陥り、同僚に接せば同僚相排擠するに至る、罪人とは被告人の裁判々決があつて後に定まる名稱で、其の被告人たる場合はまだ悪人とは言ひ得ない、從つて其行爲を惡意に解釋してはならないのみならず、それに依つて被告の利益な點を無視することになり、先入主に因はれて無辜を檢舉し、不實の告白を爲さしむる虞れがある、刑事々務に從事する者、深く此の點に考慮を要する、次に公衆の中には禮式を知らざるもの、口の利き方を知らざるもの、身分賤しきもの、形容の穢きもの等種々様々の人物がある、此等各種の人々に接觸する警察官は大に注意し、假令は相手が如何なることを言ふても出來得る丈け善意に解釋するを要する、若し惡意に

解釋すると腹の立つことも、善意に解釋すれば不快の念が毫末も起らなくなるもので人に物を尋ねる場合、脱帽して相當の敬意を表するが禮儀であるのに、諸氏に對し着帽の儘物を尋ねる者のあつた場合、失敬な奴だと腹を立てるとする、相手が歸り途に先刻は有難うございましたと挨拶して行く時、矢張着帽の儘であつたら、吁彼は脱帽に氣が付かないのだなと思へば釋然として解ける、即ち惡意に解釋すれば立腹するが善意に解釋すると何とも無い例である、従つて親切丁寧の念慮が崩すのである、同僚に對しても同様で信和を以て交際するは勿論、仲の良くなるに伴れて陰口を云ふこともある、其時己を排擠若くは陥害するものと解釋したら茲に憤怒の念が發し、遂には同僚の信和を破るやうになる、勿論陰口を云ふのは悪いに相違はないが、之を善意に解釋して、自己に忠告せんとする良友だと考へたら強ち立腹も出來ないと思ふ、要は解釋次第である。

部下の監督は云ふまでもなく非を軽くにあらずして過ちながらしむるにあるから、監督の方針は常に善性的でなければならぬ、善性的とは部下や部下の行爲を惡意に解釋して、自己に忠告せんとする良友だと考へたら強ち立腹も出來ないと思ふ、要は心を挑發する、此點は特に注意せねばならぬ。

### 九三 労働争議に就て

文化開けず、工業幼稚の時代には、資本主企業主が僅少であつたから、労働者の需要も亦多くない、加之労働者の智識が幼稚で兩者の間は克く主従の關係を維持し、労務に對する賃金の如きも、一種の恩恵的給與と見做され、労働者亦克く之に甘んじて居たが、工業漸く發達して、労働者の需要多きを加へ且つ普通教育の進歩發達は、労働者の自覺を來し、労務は雇傭契約に依る労力取引なりといふ觀念を生ずるに至つては、資本主の労働者に對する恩恵的君臨が許されなくなり、茲に資本主と労働者との

間が漸く冷隔を生じ始め、相互の均衡を保持するに困難になつた、一面から之を見る  
と頗る憂ふべき現象だが、亦一面から觀察すれば、國民教育の普及並に工業の發達に基く自然的現象である、即ち労働争議は此自然的現象の生んだ副產物で、此等の経路は獨り我國に於て然るのみならず歐米先進國でも已に踏みつゝある所の問題である、先進國の争議状態を見ると、彼等は單に労働賃金の値上だけでなく、労働時間の短縮労働組合の承認、社會的政治的地位權利の要求等、其他種々の要求をして居るが、幸ひ我國の労働争議は、單に労働賃金の値上を標榜するに止まり、之を世界の大勢から之を見ると未だ幼稚の域にあるのである。

労働争議は、主として労働者の勞務條件の改善、即ち彼等の生活慾求を人間らしい點に進めんとするに在る、凡そ改善は工業殷盛の時代に行はれ、保持は從來の待遇底下的防禦則ち衰退の時代に行はるゝを原則とするが、現今我國に行はるゝ争議は、條件の改善換言せば生活の慾求にあるので、人間の慾望は無限だから、彼等を全然不平不満のない者にするのは到底不可能事である、而し其不平不満が事業から生ずる利益を獨

り資本家の壟斷に任せす、労働者亦之に浴せんとの觀念に發し、結局利益配當の平均を得んとするにあるを以て、兩者の均整を保たんとするには、須らく種々の社會政策に待たねばならぬ、前顯の如く現在我國の争議の原因が、單純なる勞銀の値上問題にある、從て此等の原因を排除することが争議豫防の第一策である即ち、資本主と労働者との利害共通を計れば好いので、それには労働者に對し強制貯金の方法を設け、該貯金に依つて會社工場の株券を取得せしめ、資本家は労働者であつて労働者は資本家たるの地位を與へ、労働者に事業經濟の狀況を知らしむるとせんが、獨り勞務條件の改善主張を豫防し得るのみならず、兼て待遇保持の主張をも豫防し得るに至り、事業の盛衰共に労働争議を防ぐことが出来る、而かも斯の方法は現に某會社等の採りつゝある政策であつて、又其成績を擧げつゝある實例もあるやに聞く、勿論豫防策として各種の社會政策も伴はねばならぬ、或る論者は労働者が資本主に對し、争議を起すが如きは、事の如何を問はず不徳行爲に屬し我國民性に反する、されば權力を以て鎮壓せねばならぬと、斯の如きは労働者的人格を無視する暴論で、時代の趨勢を知らざるもの

のゝ言である、即ち權力を以て爭議を鎮壓し、労働者をして業務に服就せしむる如きは、一時的の効果こそあれ決して争議の原因たる労働者の不平不満を根抵から除去し得るものでない、必ずや他日又更に強烈なる反動を再發するに相違ないので、労働争議勃發に對する善後策としては、權力の利用は害あつて益が無い、而し權力を離れた政策で鎮壓するのは必ずしも策の得たものでない、現在の工場監督官に對して兩者調停の權を與へるが、左もなくば地方官廳に仲裁の權限を與へる等仲裁々判的制度を設けて、之が作用により適當の措置を取らしむるを可とする、要するに争議の豫防方法（現在の狀況に於ける）としては、資本主労働者の利害共通策を講じ以て労働者の不平不満を除き、發生後に處する政策としては、仲裁々判的制度の確立を急務と認める。

以上は將來の政策に待つべきものだが、現行制度の下に於ける警察の立場としては第一争議の發生を豫知し得べく資本主と交渉し置くこと、第二争議には必ず主働者あるべき、以て勃發せざるに、先づ主働者と認むべきものに對して諂諛を加へ資本主と意思の疎通を計らしむること、善後策としては、第一争議の原因を迅速調査すること

第二治安警察法に觸るゝものは迅速處罰の手段に出づること、第三委員を選定せしめ穩便に交渉を爲さしむべく監守すること等である、

争議解決に委員を設けしむるのは、其方法頗る平凡のやうではあるが、我國從來の慣例に依りて之を徵するに、多數争議は多くの場合委員なるものゝ設定に依り解決して居るから、此觀念が深く人民の腦裏に浸染して居る以上、殊更新奇な方法を講ずるよりは、此等の觀念を利用し解決する方が得策と信ずる。

終りに臨み労働争議の如きは、同情的流行的に來ることがあるから一の争議勃發に際しては、工場所在地の警察は深く此等の點に注意するを肝要とする。

#### 九四 殉難警察官追悼會に就て

殉難警察官の爲めに築地の本願寺では毎年追悼會を舉行する、其八年目に當る大正六年十二月三日に於て第八回追悼會を執行した、殉難警察官の數百三十有餘、會同者數百人に達し頗る盛會を極めたが、此事業が遺族を始め現職者に對して偉大な感動を

與へることは言ふ迄もなく、後進者たる吾人警察官は、本願寺に對して深く感謝の意を表するのである、而して追悼會に依り吾人に與へられる賜は何かといふと、第一は犠牲に對する觀念、第二は職務に對する覺悟である、抑も犠牲心と云ふものは、他の爲めに私を捨て、顧みざるを指すもので、吾人が一家を組織する上に於ても將た一町村乃至一社會を組織する上に於ても缺くべからざる所の精神である、過去の忠臣と云ふのは身命を君主に捧げ、孝子は身命を親に捧げたもので、犠牲には大小輕重の差別こそあれ、世人の稱揚する善行は、何れも此精神に出發點を置いたものに外ならぬ、況や一身を以て之に當るは犠牲の大なるもので、忠勇義烈皆之れ獻身的犠牲者に對する敬稱語である、而して百三十有餘名の先輩諸氏は、克く警察官たるの本分を盡し、倒れて而して後止むの覺悟を以て事に當り、犠牲の最大精神を發揮した人々であるから、軍人が戰場に於て屍を錦旗の下に曝らしたのと何等異なる點はないと思ふ、故に警視廳は青山墓地の一部を清め、彌生祭を舉行して遺靈を慰め、又本願寺は特志をして供養を營まる、殉難諸氏の靈や以て瞑すべく、遺族や以て怨みなかるべしと思ふ、

翻て吾人の覺悟は如何、警察官の殉難と軍人の最後と、其死に於て敢て選ぶ所がないにも拘らず、一は招魂社に合祀されて國家的祭事を行はれるが、一は彌生祭と謂つたやうな國民に沒交渉の祭事を營まれるに過ぎぬ、是では犠牲者に對する所謂均衡を失するから警察殉難者に對しても、同じく國家的若くは國民的祭典を舉行し、以て遺靈を慰めることは、吾人平素に於て主張する所である、而し斯の如きは一朝一夕の能く爲し得る所でないが、さればこて必ずしも實現不可能とは謂ひ得ない、要は先輩遺靈の照鑑により、常に精意熱心職務に勉勵し、苟くも事あるに當りては卑怯未練の振舞なく、眞に警察官たるの面目を發揮するに於ては、必ずや殉難者の遺勳と兩々相待つて社會民衆に認められ、遂には國民祭となり國家的祭典となる日が來ると思ふ。

## 九五 文明と警察

人文目に就り、月に將み、東西相倚り、彼此相濟し、以て其福利を共にすことは、畏くも明治天皇の戊申詔書に宣はせられた御言葉である、實にや御詔書の如く世界の文

明は、印度支那希臘日本等此等諸文明が相倚り、相融和し、渾然成立したるもので須く現代人類の大幸を謳はねばならないが、同時に其半面には悲むべき副産物のあることを忘れてはならぬ、副産物とは何、曰く貧困犯罪疾病の三大餘弊である、是さへ無かつたら眞に文明の惠澤に浴することを得るけれども、漸次副産物が多くなりつゝある爲に、社會共同の生存上若干の缺陷を來すのは誠に悲しむべき現象である、思ふに未開時代に於ては、所有權が不確實であつたから、山野に入りて木を伐り、河海に遊んで魚を取るも、何等所有權侵害の問題は起らなかつた、然るに文化の進むに従ひ、權利の保護確實に行はれ、其結果妄りに侵害を許さるに至つた、而し所有權の確立が、一面に於て人々の蓄財の觀念を誘起し、蓄財が集つて大資本となり、大企業が行はれるに至て小資本家に倒れ、利益を大資本家に吸收せらるゝの氣運をも誘致したのは事實である、即ち資本金に苦むものが勢ひ生存競争の落伍者となるので、換言すれば文明の賜により所有權が確立し、所有權が確立した爲に貧者を生むに至つたのである、犯罪も亦然りで所有權を保護確立した結果生存の競争が劇烈となり、競争の敗北

者即ち落伍者が人類自然の慾望を充たすの觀念から餘裕無き爲めに犯罪を爲すに至るのである、昔時所有權の確立しない時代は、各地に散在した山林の如きは其地部落民の自由に任せたが、町村制發布せられ、部落有財產の權利が確立すると自由處分を許されなくなつた、然るに從來の慣例だと稱して平氣で伐採するか、竊盜犯が續出する斯の如きは文明が犯罪を生むの一例に過ぎないが、文明は更に科學の進歩を來し、犯罪の手段が巧妙になり、檢舉容易ならざるの結果犯罪益増加せんとするの傾向を來した、更に文明が進歩して生存競争の劇甚を加へる結果、一家を組織し獨立の生活を爲さんとするには、大なる準備と大なる努力とを要することになつた、従つて二十七八歳頃までは孤獨生活を爲さるを得ないから性慾充足の關係上、賣笑婦等に關係するの止むを得ざるに至り、花柳病等に犯されるものも出て来る、又生活の準備的努力は、身體精神の困憊を來し惹ては各種の疾病に犯さるゝものもある、此等は畢竟文明の生んだ一種の副産的害毒で、以上三種の副産物を撲滅し排除するにあらざれば、眞に文明の惠澤に浴することは出來ない、而して之が撲滅策を講ずるのは、文明國民

の將さに執るべき政策であると信するが、彼の貧困救濟の如きは、獨り社會政策の發達にのみ待つべきものでなく、自救獨立の精神を養成しないと到底の其目的を達することは出來ぬ、而し救貧事業は素より警察の干與すべき問題でなく、之は他の機關の活動に待たねばならぬが、犯罪疾病の一部に至つては、當に警察の職分に屬するから職を警察に奉する者は、其職責の許す範圍内に於て之が豫防救濟に力を注ぎ、以て國民に世界文明の惠澤を與へるのが肝要である、而して是れ先帝陛下の垂れ給ひたる戊申詔書を奉體實行する所以の途で、大正治下に於ける警察官吏の大に努むべき一大事業である。

## 九六 巡査合宿所に就て

巡査の單獨者即ち世帯を持つことの出來ない者の爲に、各府縣共合宿所の制度が設けてある、其趣旨は第一經濟、第二體面保持、第三警察力集中、第四教養監督の必要から出たのである、多數の者が一個所に合宿するときは、當事者に於て得る所の利益

が鮮少でないばかりか、宿員の宿料低下となり經濟的に生活を爲し得るに於て第一の理由を生ずる、次に警察の職にあるものは、一般人民と同居的に生活すると勢ひ公私混同の弊を生じ易く、之が爲に警察機密の漏洩を來す虞がある、警察官たるの體面を汚漬するやうな行動も起り易いので、之が豫防を第二の理由とする、第三は警察上の大事件は、多く突然的に起るもので常に警察力を集中して置く必要がある、巡査を一個所に起居せしめて置けば、此等の急に應ずるを得る點に於て便宜が多い、第四は新任者が古參者から絶えず例規慣例の執行振りなどを教へて貰ふ便宜もあるべく、或は相獎勵して法規其他の研究を爲すの機會が多い、其他監督上にも便宜が少くないからである。

以上の理由で合宿所は設定されてあるから、署員は克く此趣旨を服膺し、驕奢華美を戒め儉約質素を主とし、苟くも借錢をしたり、宿主に迷惑を懸けたり、又は青年として陥り易い牛飲馬食をして信用と健康とを害し、放歌高聲を發して隣祐の安眠を妨害する等の行爲なきは勿論、假令親友の間柄でも止むを得ざる場合の外は合宿所に引き

入れぬやう心掛けて欲しい、彼の雜談を交へ職務上に關する論議を爲し、警察機密の漏洩を來すが如きは最も戒む可きである、更に規律を守るべき巡査が往々所持品の整理を怠り、自己の靴を磨かなかつたり、室内の掃除を忘れたり、又は寝具の始末をしない者甚は一層戒飾を要するので、此等は自己を治むる觀念に乏しき行爲であるのみならず、軽て習慣性となると勤務の規律にも影響を及ぼすのである、故川路大警視曰く『靴破れたりと雖も琢々として光りを發す』と誠に金言である、又故乃木大將は自分の寝具は自分で之を始末し、曾て他人の手を借りた事が無かつた、然るに合宿所員にして自己の寝具の始末さへしないとあつては、誠に恥かしい次第である、故に諸氏は常に合宿所取締規則を服膺し、合宿所設定の精神に悖戾する行爲なきやう特に一言を費す所以である。

### 九七 警察官と新年

大正七年は既に過ぎ、八年は新たに迎へられた、年新らたにして森羅萬象何となく

清らかなる感がある、老幼男女貴賤貧富を問はず嬉々として笑ひ躍如として遊ぶの光景は、戰亂の巷と化した歐洲列國の其れに比し誠に泰平の感があるが、然れども門松や冥途の旅の一里塚といふ警句に顧み、新春を迎ふると同時に、来るべき八年の月日をして、より以上に幸ひあれかしと覺悟せねばならぬ、諸氏の多くは青年の士である青年は重ねて來らず、歲月人を待たない、若し青年時代に日々的奮勵努力をしないと軽ては頭上に霜を戴き、始めて後悔するも詮がない、然らば覺悟とは何かといふと、自己の責任を自覺することである、一定の準備を爲して向上心を養ふことである。

諸氏の任務は勤務規程に於て、其勤務方法を示されて居るが、官吏が國家に捧ぐる忠誠には、一定の分量が無い無限無定量である、諸氏一人の失態は、決して一人に止まらず其影響する處が廣且大だから常に無定量のペストを捧げ、職責を全うするの自覺がなければならぬ、吾人の職責の重大なることは今更説明の要なく、社會の安寧秩序は、懸つて吾人の双肩にあると思へば、不眠不休も決して辭することが出來ないのである。

準備は用意である、天の未だ陰雨せざるに先ち牖戸を綢繆すと、思ふに此意味たる雨期に入らんとする時、鳥は己れの巣に水の入らない様、桑根の白皮を取り來つて修繕を爲すのである、小鳥すら尙斯くの如し、況んや萬物の靈長たる吾人警察官吏は、自己の職責を全うする上に於て、平和なる新年を迎へた際に於て適當なる準備を爲すの覺悟が第一である、其準備とは即ち法規を研究して通曉することで、官吏職務上の失態は、法規の觀念に乏しい爲めに、事に當つて逡巡躊躇し、又は失當の處分をするからである、唯上官の指揮命令にのみ依頼して活動することは、決して生命ある職務の執行と云ひ難い、之れ諸氏に對し新年の劈頭に於て法規の研究を勧むる所以である。此自覺あり準備あつて更に吾人は向上心を起さねばならぬ、向上心の無い警察官吏は退歩の警察官吏である、即ち希望の無い警察官吏である、希望は吾人の生命だから是ありて始めて熱心生じ、熱心ありて始めて忍耐生ずる、即ち忍耐熱心希望向上的精神に富む警察官吏であつてこそ初めて積極的に職務の執行を爲すことが出来る、彼の拾年経ても、貳拾年過ぎても、沈香も焼かず屁も垂れざる凡庸の徒で終るが如きは、

断じて不可とせねばならぬ。

## 九八 年末と警察

年末に於ける警察は、主として交通の取締及犯罪の豫防に努力する、交迺取締上に於て注意を要するのは交通機關に對する制限である、規定の速度を超へた自動車の如き街角の廻方を適法にしない自動車自轉車の如き、或は無燈火の荷馬車自轉車の如きは、往々交通上に危害を與へるから、此等の行爲に對する取締を嚴重にすべきは勿論他面には路上に於ける小兒の遊戯、即ち羽根突獨樂廻紙鳶揚など唯だ交通上の妨害をなすだけでなく、其れ自身が危険を招くの虞れる者に對して嚴重なる取締を要する特に紙鳶は萬一架空線に懸つたりすると通信に障害を與へることがある、近來慈善を名として路上に慈善鍋を置き金錢を強要したり、『ときのこゑ』と稱する書籍を押賣する行爲は、交通者の迷惑甚だしきものだから、若し斯の如き押賣的の状況があつたら之を制止し、一面其狀を報告せられ度い、其他連行、廣告、商品賣出等道路の使用に就

ては、曩に訓示した方針に基いて取締るを要する、次に犯罪豫防に關して特に注意したいのは電話を利用して商品を詐取するもの、商品を買入れる風を裝ふて釣銭を詐取するもの、割引商品切手の口實を以て詐欺取財をなすもの、商標を偽造して不良品を賣付けるもの、郵便局銀行等で預金引出者を被害に陥るゝもの、店頭の商品を搔浚ふもの、家主に依頼せられたと稱して大工左官の如く装ひ竊盜をなすもの等其手段方法は年を追ふて益巧妙を極めて居る、就中智識的犯罪の方法は、人の意表に出づるものが多いから、之れが豫防檢舉の任に當る警察の任務は頗る困難なるを免れない、而し年末に於ける被害の多くは商店に屬するから豫防を全うせんとするには、宜しく商店との連絡を計り、商人をして被害に懼らしめざるやう一般に警告を與ふると同時に萬一被害のあつた場合は、迅速機敏に届出の手段を執らしめ、派出所は勿論警邏の際に於て此等の届出に接したときは、速に報告して現場に臨檢、適當の手段を執らねばならぬ、加ふるに年末は例月に比し不審者の横行が甚だしいから晝夜を問はず不審尋問を勵行し、彼等をして跋扈の餘地なからしむることは、體に被害豫防の一方法であつ

て、之れ年末非常警戒の行はるゝ所以である、故に制服勤務と私服勤務とを問はず一般に不審尋問を勵行し、併せて奸商に對する嚴密な取締をせねばならぬ。

### 九九 就任の挨拶

小官今回當署長を拜命したに付きまして、茲に一言就任の挨拶をしやうと思ふ、警察官吏は、人民保護の機關であるから常に人民に對し親切丁寧なるのみならず其執る所の事務にも、將た又上官同僚に對しても親切丁寧を以て之に當らなければならぬのである、親切丁寧を稱して親愛主義と唱ふる人がありますが、警察官・親切丁寧と云ふ言葉は全く耳に厭惡の感がありますから、親愛と云ふ用語が寧ろ印象を深くする上に於て適切なる言葉であるかも知れぬ、否適切なる用語であらうと信じます、上官に對しての親愛は服従となり、下官に對しての親愛は善導となり、同僚に對しての親愛は和平となり、事務に對しての親愛は敏捷となり的確となるのである。

官廳は多くの人を以て組織せられるから、上下の關係や同僚の折合と云ふことは、

無論大切なことであつて、此關係折合が圓満に持続するのでなければ、官廳の秩序を保ち廳員の統一を期することは出來ぬのである、若し官廳にして秩序統一を保持されざるに於ては、如何に完全なる施設も、如何に立派なる計劃も、つまり劃餅と同様なる結果に陥るのであります、されば官廳の生命は秩序統一と云ふことで官廳の組織分子たる各員が常に親愛主義に據つて活動すると云ふことに依つて保たるゝのであります、各員が常に親愛觀念に基き、上官に對して服従の義務を守り、下僚に對して能く導き克く督勵し、又は同僚に對して友道を重んじ、協力一致の美果を收むに於ては、自己心中一點の不安なく、寸毫の不愉快なきに至るのである、茲に於てか事務に對する親愛の念油然として湧き從つて處理の敏活確的となる、如何に法令改まり、制度備はるに於ても、事務を處理する人其ものが活動せざるに於ては、善良なる器械が動かぬと同様である、人の動くは、自覺的活動を尊ぶのであつて、干渉により監督に依り止むを得ず動くのは其の活動でない、眞の活動は自から覺えて動くに在る、即ち事務の簡捷敏速の眞髓は樂んで執務するにありと思ふ、而し敏速のみに奔つて粗漏杜撰に

流れでは宜くない、故に敏速と同時に確的に處理することが必要で、それには事務に嫌氣があるようでは駄目である、又上級官廳か何とかするだらう、惡るければ付箋で返すだらう扱い、無責任な取扱を爲すが如きは、主として事務に對する親愛精神の缺乏から來する所爲で、斯くては事務に冷淡となり、粗漏となり、處置適切を缺くに至るのである、されば其由來する處を察し各自大に覺る所がなければならぬ、一旦處理した事件が、後に訂正の出來るものであれば暫らく恕し得るけれども、人の權利の消長に關する事柄であつたら、國家人民に及ぼす影響甚しきものあるを懼るゝのである要するに事務は的確に且つ敏速に處理するを以て最大要義とするも、扱て的確敏速なる處理は制度に依るものでもなければ設備によるものでもなく、一に懸つて其人にある、換言せば必中一點の不安なく寸毫の不愉快なき人にあるのであります、之を以ては諸氏と小官共に大に親愛主義を發揮し、以て精神は實を擧げたいと考ふるが故に、挨拶として一言を述べた次第であります。

## 訓授の中とて終

大正九年三月五日印刷  
大正九年三月十日發行

(定價金壹圓)

著作者

古市亭

發行者

東京市牛込區矢來町四番地

印刷者

小池則之

行印所刷印原笠小

◀ 及中乃授訓 ▶

發行所

電話番号四三一六六八番  
振替東京一八六六八番

法制時報社

東京市牛込區矢來町四番地

9.3.29



362  
176

終

